

第3期海津市障がい者計画



平成 29 年 3 月
海 津 市

はじめに

近年、障害者総合支援法や障害者差別解消法の施行など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

本市では、平成20年3月に海津市障害者計画を策定し、平成24年3月に第2期海津市障がい者計画として見直しを行い、障がい者福祉に関する総合的な取り組みを進めてきたところであります。

こうした中、障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合いながら共生する社会」を実現するために、平成29年度から平成33年度の5ヶ年を計画期間とする「第3期海津市障がい者計画」を策定しました。

今後は、この新たな計画のもと、きめ細やかな障がい者施策のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様をはじめ、関係機関・団体の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました海津市障がい者計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等を通じて貴重なご意見を賜りました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

海津市長 松永清彦



目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	法令等改正の動き	1
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	6
5	計画の策定体制	6
第 2 章	障がいのある人を取り巻く状況	7
1	人口構造等の現状	7
2	世帯の状況	9
3	障がいのある人の現状	10
4	障がいのある人の社会参加の現状	18
5	アンケート調査の概要	24
6	ヒアリング調査の概要	28
第 3 章	計画の基本的な考え方	31
1	計画の目標	31
2	計画の分野	31
3	計画の体系図	33
第 4 章	分野別施策	35
1	啓発・広報	35
2	生活支援	44
3	生活環境	53
4	教育・育成	61
5	雇用・就労	68
6	保健・医療	73
7	情報・コミュニケーション・社会参加	78
第 5 章	計画の推進に向けて	83
1	計画の推進体制	83
2	計画の進行管理	84

資料編	85
1 諮問・答申	85
2 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例	86
3 海津市障がい者計画策定委員会 委員名簿	88
4 海津市障害者計画検討委員会設置要綱	89
5 海津市障がい者計画検討委員会 委員名簿	91
6 用語説明	92

1 計画策定の趣旨

障がい福祉制度は、従来の「措置制度」に代わり、平成 15 年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、利用者が必要な障害福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われ、その後、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、平成 18 年度に「障害者自立支援法」が施行されました。

本市においても、平成 20 年 3 月に海津市障害者計画を策定し、平成 24 年 3 月に第 2 期海津市障がい者計画として見直しを行い、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災などの災害による甚大な被害の発生など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そのような中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成 25 年 4 月に施行され、同年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月から改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」とともに施行されています。

こうした障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するために、新たな「第 3 期海津市障がい者計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 法令等改正の動き

（1）障害者の権利に関する条約の批准 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

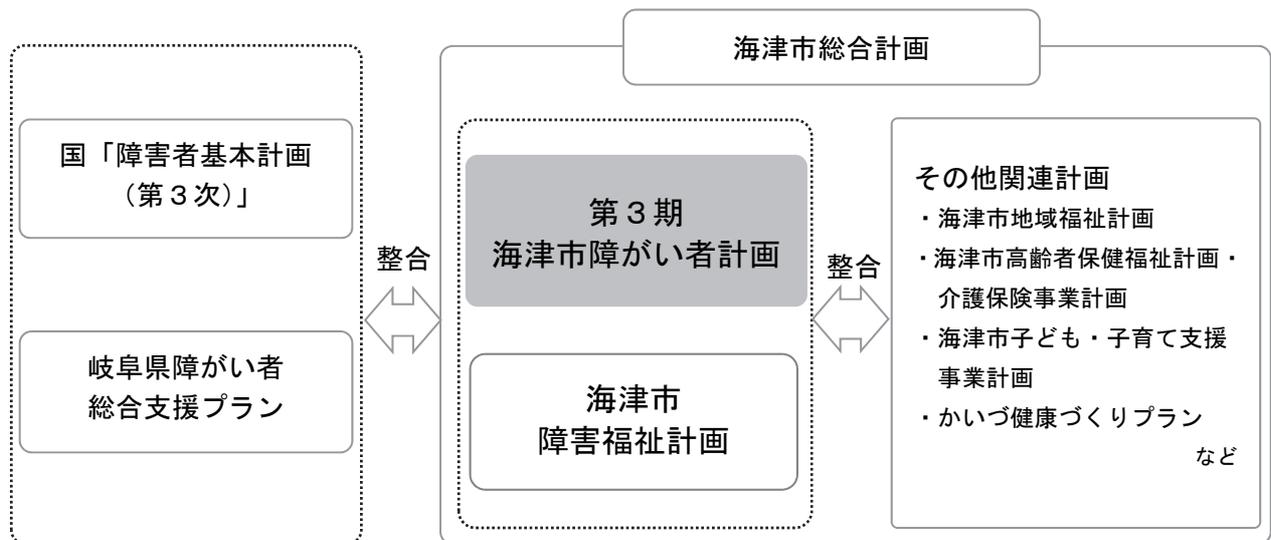
3 計画の位置づけ

(1) 計画の性格と法的根拠

「海津市障がい者計画」は、障害者基本法を根拠法とし、主に障がいのある人を対象に、障がい者施策全般に関わる目標を定めた計画であり、海津市における障がい者施策の総合計画として位置づけられるものです。

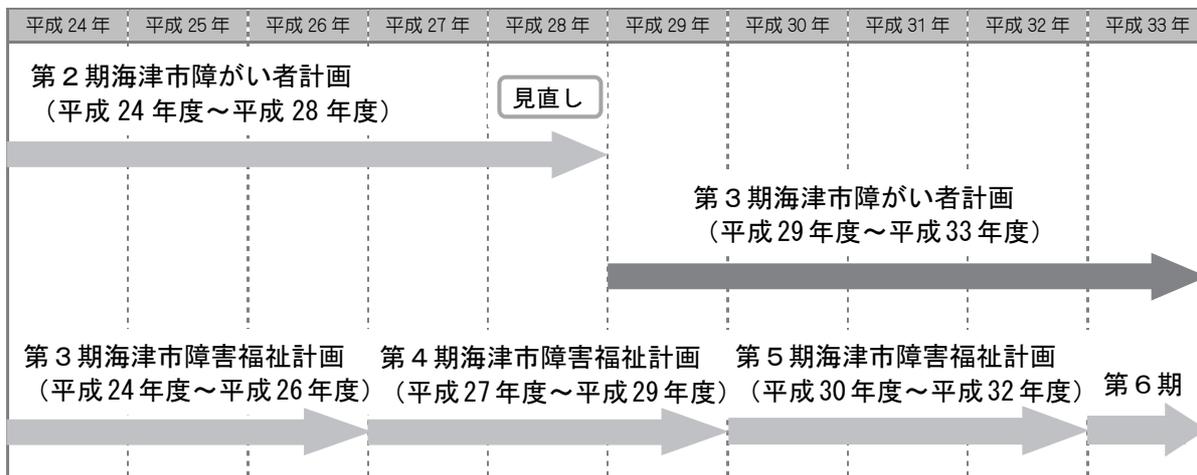
(2) 関連計画との調和

本計画は、「岐阜県障がい者総合支援プラン」「海津市総合計画」を上位計画とし、「海津市地域福祉計画」等、障がいのある人等に関する事項を定める計画との整合性を保ちつつ、必要な施策を総合的に推進するものです。



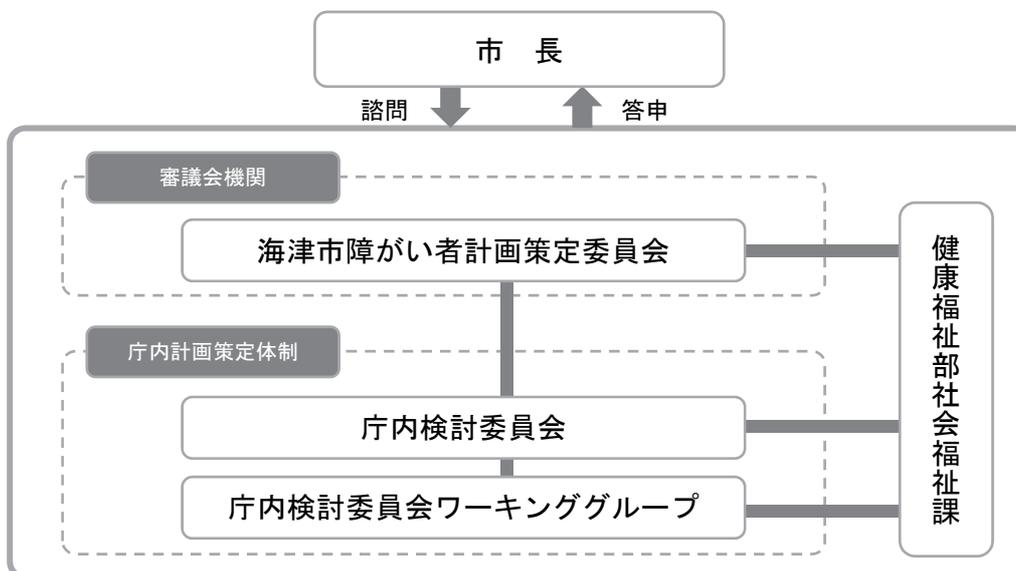
4 計画の期間

「第3期海津市障がい者計画」は、平成29年度から平成33年度の5年間を計画期間として策定します。なお、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。



5 計画の策定体制

「第3期海津市障がい者計画」の策定にあたっては、有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員等で構成する「海津市障がい者計画策定委員会」を設置するとともに、庁内体制として「庁内検討委員会」「庁内検討委員会ワーキンググループ」を設置し、健康福祉部社会福祉課に事務局を置き、アンケート調査、ヒアリング調査結果等を基に計画を策定しました。



1 人口構造等の現状

本市の総人口の推移を国勢調査の結果で見ると、平成 2 年から平成 7 年までは増加していますが、平成 12 年からは減少に転じており、平成 27 年の総人口は 35,206 人となっています。また、住民基本台帳による総人口は、平成 23 年から平成 27 年の 5 年間の推移をみると、年々減少しています。将来人口は、海津市人口ビジョンの推計値では、平成 32 年には、34,670 人とさらに減少すると見込まれています。

年齢 3 区分別人口の推移を国勢調査の結果で見ると、少子高齢化の進行が顕著にあらわれています。0～14 歳の年少人口は、平成 2 年の 8,454 人から平成 27 年の 4,062 人へと 25 年間で 4,392 人減少しています。年少人口が総人口に占める割合（年少人口比率）は、平成 27 年には 11.5%となっており、これは全国平均 12.5%より 1.0 ポイント低く、岐阜県平均 13.1%より 1.6 ポイント低い割合となっています。

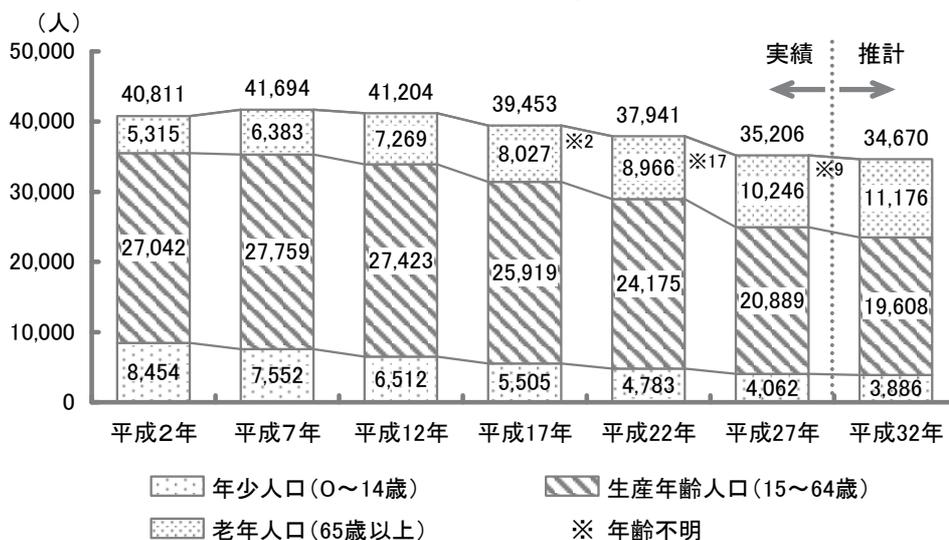
一方、65 歳以上の老年人口は、平成 2 年の 5,315 人から平成 27 年の 10,246 人へと 4,931 人増加しています。老年人口が総人口に占める割合（高齢化率）は、平成 2 年の 13.0%から平成 27 年には 29.1%に上昇し、これは、平成 27 年の全国平均 26.3%より 2.8 ポイント高く、岐阜県平均 27.9%より 1.2 ポイント高い割合となっています。

表 人口の推移

	総人口	年少人口 【0～14 歳】（人）		生産年齢人口 【15～64 歳】（人）		老年人口 【65 歳以上】（人）	
			構成比		構成比		構成比
平成 2 年	40,811	8,454	20.7%	27,042	66.3%	5,315	13.0%
平成 7 年	41,694	7,552	18.1%	27,759	66.6%	6,383	15.3%
平成 12 年	41,204	6,512	15.8%	27,423	66.6%	7,269	17.6%
平成 17 年	39,453	5,505	14.0%	25,919	65.7%	8,027	20.3%
平成 22 年	37,941	4,783	12.6%	24,175	63.7%	8,966	23.6%
平成 27 年	35,206	4,062	11.5%	20,889	59.3%	10,246	29.1%
平成 32 年	34,670	3,886	11.2%	19,608	56.6%	11,176	32.2%

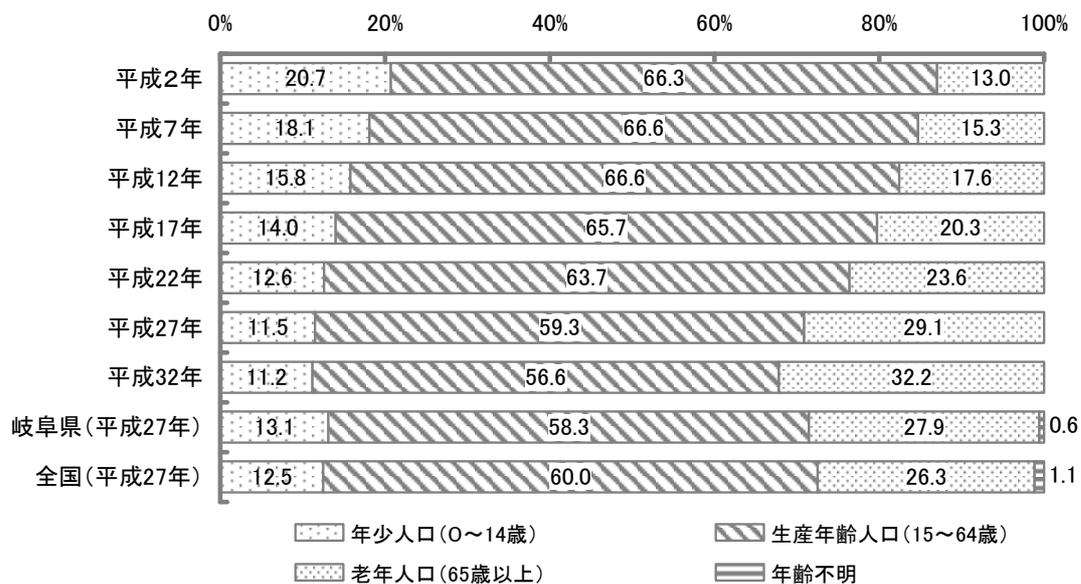
資料：国勢調査（平成 12 年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）
海津市人口ビジョン（平成 32 年）
※ 総人口には年齢不明者を含みます。

図 人口の推移



資料：国勢調査（平成2年～27年）
海津市人口ビジョン（平成32年）

図 年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（平成2年～27年）
海津市人口ビジョン（平成32年）

表 年齢区分別の人口の推移

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
18歳未満	5,841	5,715	5,555	5,361	5,108
18~64歳	22,596	21,914	21,246	20,538	19,843
65歳以上	8,967	9,280	9,670	9,998	10,246

資料：岐阜県人口動態統計（各年10月1日現在）

2 世帯の状況

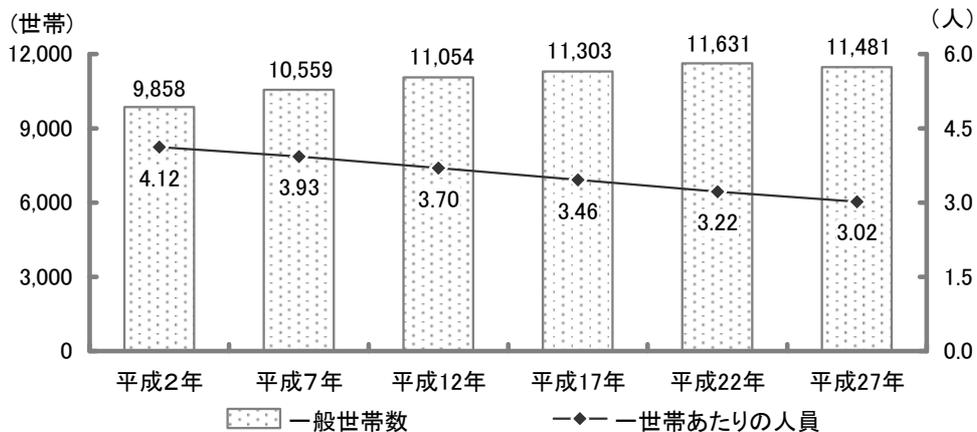
世帯数の推移を国勢調査の結果でみると、平成2年の9,858世帯から平成27年の11,481世帯へと増加を続けています。一方、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成27年は3.02人となり、核家族化などが進んでいると考えられます。

表 一般世帯数と1世帯あたりの人員数の推移

	一般世帯人口 (人)	一般世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人員 (人)
平成2年	40,642	9,858	4.12
平成7年	41,462	10,559	3.93
平成12年	40,894	11,054	3.70
平成17年	39,063	11,303	3.46
平成22年	37,448	11,631	3.22
平成27年	34,630	11,481	3.02

資料：国勢調査（平成12年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

図 一般世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料：国勢調査

② 身体障がいの種類別・年齢区分別人数

年齢区分別に障がいの種類をみると、19歳未満、20歳以上ともに、肢体不自由が最も多くなっています。

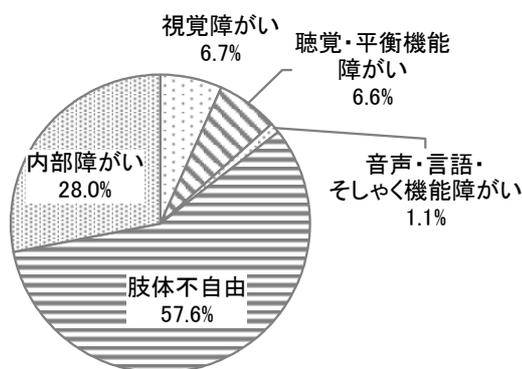
障がいの種類別でみると、肢体不自由が約6割を占め、次いで、内部障がいが約3割を占めています。

表 身体障がいの種類別・年齢区分別人数

	19歳未満		20歳以上		計(人)
	(人)	構成比	(人)	構成比	構成比
視覚障がい	3	11.1%	109	6.6%	112 6.7%
聴覚・平衡機能障がい	1	3.7%	110	6.7%	111 6.6%
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0.0%	19	1.2%	19 1.1%
肢体不自由	14	51.9%	950	57.6%	964 57.6%
内部障がい	9	33.3%	460	27.9%	469 28.0%
計	27		1,648		1,675

資料：社会福祉課（平成28年3月31日現在）

図 身体障がいの種類別構成割合



資料：社会福祉課（平成28年3月31日現在）

③ 身体障がい の程度別・種類別人数

平成 28 年 3 月 31 日現在、障がいの程度別で見ると、1 級では肢体不自由、内部障がいの割合が高くなっており、2 級以下では肢体不自由の割合が高くなっています。

表 身体障がいの程度別・種類別人数

	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	(人)	構成比										
視覚障がい	40	8.1%	30	11.7%	11	3.1%	7	1.9%	13	11.8%	11	11.6%
聴覚・平衡機能障がい	4	0.8%	37	14.4%	19	5.4%	14	3.8%	1	0.9%	36	37.9%
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0.0%	2	0.8%	10	2.9%	7	1.9%	0	0.0%	0	0.0%
肢体不自由	205	41.4%	186	72.4%	207	59.1%	222	60.3%	96	87.3%	48	50.5%
内部障がい	246	49.7%	2	0.8%	103	29.4%	118	32.1%	0	0.0%	0	0.0%
計	495		257		350		368		110		95	

資料：社会福祉課（平成 28 年 3 月 31 日現在）



② 知的障がいの程度別人数

平成 28 年 3 月 31 日現在、障がいの程度別で見ると、B2 が 32.5%で最も多く、次いでB1 の 29.2%となっています。

表 知的障がいの程度別人数

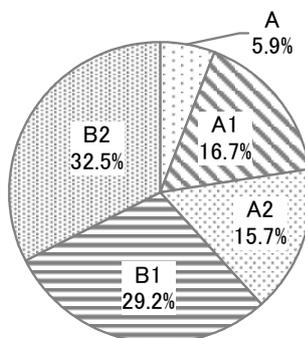
単位：人

	18 歳未満	18 歳以上	計
A	0	18	18
A1	11	40	51
A2	11	37	48
B1	11	78	89
B2	40	59	99
計	73	232	305

資料：社会福祉課（平成 28 年 3 月 31 日現在）

※障がい程度区分…A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（その他（軽度））
（平成 2 年以降はAをA1 とA2 に分類）

図 知的障がいの程度別構成割合



資料：社会福祉課（平成 28 年 3 月 31 日現在）

② 精神障がい者の程度別人数

平成28年3月31日現在、障がいの程度別割合は、1級が23.8%、2級が66.4%、3級が9.8%となっており、1・2級が多くなっています。

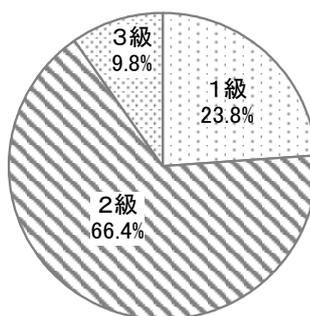
表 精神障がいの程度別人数

単位：人

	18歳未満	18歳以上	計
1級	0	56	56
2級	0	156	156
3級	0	23	23
計	0	235	235

資料：社会福祉課（平成28年3月31日現在）

図 精神障がいの程度別構成割合



資料：社会福祉課（平成28年3月31日現在）



③ 自立支援医療（精神通院）の公費負担

平成24年から平成28年までの自立支援医療（精神通院）公費負担状況の推移をみると、平成26年を除き増加傾向にあります。平成28年3月31日現在の受給者は403人で、総人口に対する割合は1.16%となっています。

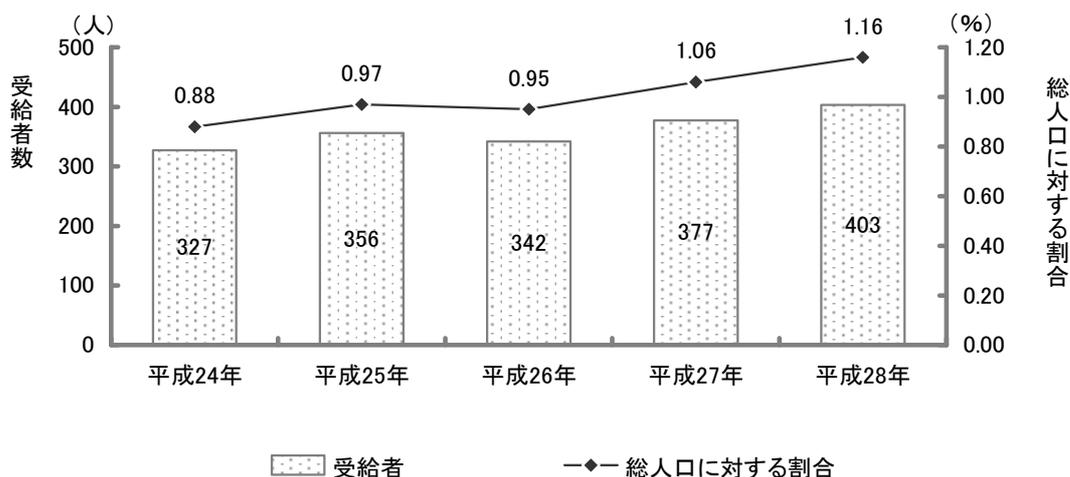
表 自立支援医療（精神通院）公費負担受給者数の推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
受給者数	327	356	342	377	403

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

図 自立支援医療（精神通院）公費負担受給者数の推移



—◆— 総人口に対する割合

資料：社会福祉課（手帳所持者数）
岐阜県人口動態統計（総人口）



③ 小・中学校の特別支援学級

本市では、障がいに応じた教育を行う特別支援学級は、平成 28 年 4 月 1 日現在で、小学校 10 校中 7 校において開設され 10 学級に 39 人の児童が在籍しています。中学校では、3 校すべてにおいて開設され 5 学級に 15 人の生徒が在籍しています。

表 海津市の児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在籍状況

区分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
小学校	学校数	5 校	5 校	6 校	6 校	7 校
	学級数	8 学級	9 学級	10 学級	10 学級	10 学級
	在籍者数	24 人	28 人	33 人	39 人	39 人
中学校	学校数	4 校	3 校	3 校	3 校	3 校
	学級数	7 学級	6 学級	6 学級	6 学級	5 学級
	在籍者数	24 人	17 人	16 人	15 人	15 人

資料：学校教育課（各年 4 月 1 日現在）

④ 特別支援学校

平成 20 年に市内に海津特別支援学校が開校し、平成 28 年 4 月 1 日現在、小学部に 12 人、中学部に 8 人、高等部に 15 人の 35 人の児童生徒が通っています。

表 海津市の児童生徒が通う海津特別支援学校の在籍状況

単位：人

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
小学部	12	14	12	10	12
中学部	6	7	9	9	8
高等部	17	20	18	22	15
計	35	41	39	41	35

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

③保健師による家庭訪問

精神障がいのある人を対象とした保健師による家庭訪問実施人数は、年々増加しており、平成27年度で実人数46人となっています。

表 精神障がいのある人を対象とした保健師等による家庭訪問実施人数の推移

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実人数	8	13	18	45	46
実施件数	29	55	85	155	167

資料：社会福祉課

※平成26年度から社会福祉課へ保健師配置

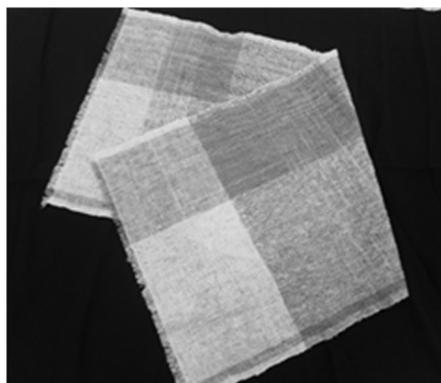
表 精神障がいのある人等を対象とした市による相談実施人数の推移（訪問を除く）

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実人数	35	34	39	45	41
実施件数	45(21)	48(18)	60(22)	140(17)	143(18)

() は「悩みごと相談」の件数（内数）

資料：社会福祉課



②近所づきあいについて

隣近所とのつきあいについては、「会えばあいさつをする程度のつきあいである」の割合が32.3%と最も高く、次いで「行事のある時はつきあう」「たいへん親しいつきあいをしている」の割合が22.4%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「ほとんどつきあいはない」の割合が15.8%と他に比べ高くなっています。

③差別や偏見、疎外感を感じることにについて

日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることにについては、「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が26.7%となっています。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、“感じる”の割合が4割を超えています。

差別や偏見、疎外感を「コミュニケーション」「地域行事・地域活動への参加」「仕事や収入」等において感じるが多くなっています。

また、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、「周りの人の障がいや病気への理解」の割合が最も高くなっています。

④理想と現実のギャップ

生活における理想と現実については、「自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい」「地震などの災害の時、安否を確認してほしい」「公共交通機関（バス・鉄道）などが利用しやすくなるとよい」「障がいや障がいのある人について理解してほしい」で理想と現実の差が大きく、50ポイント以上の差があります。

⑤介助の状況について

「一人でできる」の割合は、身のまわりのこと（食事・入浴・着がえなど）は65.0%、洗濯・炊事などの家事は48.1%、外出（買い物、通院など）は47.4%となっていますが、部分的に介助が必要、全面的に介助が必要な障がいのある人も多くいます。特に療育手帳所持者では、外出において「全面的に介助が必要」の割合が46.3%と高くなっています。

また、介助者がいる人のうち、介助者の年齢については、「65歳以上」の割合が42.8%を占め、今後、高齢化が進む中、障がいのある人だけでなく介助者についても高齢化が進むことが考えられます。

⑥今後の暮らしについて

将来、住みたい、あるいは暮らしたいと思う生活の場としては、「自宅で暮らしたい」の割合が73.5%と最も高くなっています。3障がいともに「自宅で暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、療育手帳所持者では、「施設（障がい者支援施設で施設入所支援）を利用したい」「グループホーム（専門の職員がいて共同生活ができるもの）を利用したい」の割合が他に比べ高くなっています。

⑦障がい者福祉に関する情報について

障がい者福祉に関する情報の入手先については、「医療機関」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」「市役所・県」が上位となっています。その他、身体障害者手帳所持者では、「広報紙」、療育手帳所持者では、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」の割合が38.8%と高くなっており、様々な場所や機会を通じた情報提供が求められます。

また、必要と感じる情報については、「障害年金や障害手当などの情報」「医療機関の情報」「福祉に関する法律や政策などの情報」が上位を占めており、法制度の整備が行われる中、障害福祉サービス等の情報提供の充実が求められています。

⑧保健・医療について

通院状況をみると「月1～2回」の割合が59.9%と最も高く、次いで「月3～4回」の割合が10.1%となっています。通院などにおける困りごとについては、「特に困っていない」の割合が41.1%と最も高いものの、「公共交通機関などの移動手段が少ない」「専門的な治療を行う医療機関が近くにない」といった回答も多くなっています。

⑨通園・通学について

通園・通学していて感じていることについては、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」の割合が33.3%と最も高く、「保育園・幼稚園・認定こども園や学校に満足している」「進路指導が不十分（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」と続いています。

⑩仕事について

仕事を「している」の割合は34.2%となっており、身体障害者手帳所持者では「会社などでアルバイト・パートの社員・職員として働いている」の割合が最も高く、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」の割合が最も高くなっています。

また、障がいのある人が働くために必要なことは、「障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと」「障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること」となっています。

⑪趣味や学習、スポーツなどの活動について

趣味や学習、スポーツなどの活動の実施状況を見ると、「何もしていない」の割合が 32.0%と最も高くなっています。

⑫障がいのある人の社会参加について

障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことは「参加しやすいように配慮すること」の割合が 46.9%と最も高く、次いで「障がいのある人自身の積極性」「移動しやすい交通機関の整備」となっています。

外出のとき、不便に感じたり困ることについては、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」の割合が 31.8%と最も高く、「障がい者用駐車場が不備、または少ない」といった意見も多くなっています。

⑬災害時等の対応について

地震など災害発生時に一人で避難「できる」の割合が 42.0%、「できない」の割合が 28.2%となっています。療育手帳所持者では、「できない」の割合が 42.5%と他に比べ高くなっています。

避難する際に困ることは「坂や階段があったり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない」「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」などが上位となっています。

また、地震など災害発生時に避難所などでの生活で、不安や困ることについては、「薬や医療」の割合が 42.8%と最も高く、次いで「避難所での障がいへの配慮」「避難所でのプライバシー」となっています。身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「薬や医療」の割合が最も高くなっていますが、療育手帳所持者では、「避難所での障がいへの配慮」の割合が最も高くなっています。

ウ 障がいに対する理解

- ・「自閉症を伴う知的障がい児者」と「自閉症を伴わない知的障がい児者」では支援の方法が違うことと、対応の仕方で変わってくることを理解してもらいたい。

エ 障がいのある人の就労支援

- ・安定した仕事の提供
- ・利用者の工賃を増やしていくために、新たな仕事、作業の創造が急務。

オ 短期入所サービスの充実

- ・短期入所先の確保（障がいのある人が、心身の不安定な状況が続くケースなど、入所施設の確保が必要。）

カ 将来の住まい

- ・利用者本人、また保護者からも、将来を考えての住まいをどうするかという問題、要望が出ており、どのように対応していくかが課題。

②福祉サービス（在宅サービスや施設サービス）に対する課題

- ・障がいのある人の生活面での問題等に対応するため、より一層、相談員や公的機関との連携を密にしていく必要がある。
- ・障がいのある人の将来展望を明確にして、支援者（保護者、相談事業所、サービス事業所）で情報を共有することが重要。
- ・災害が起きた場合の福祉避難所等での配慮が必要。
- ・障がいのある人（児）の学校卒業後の在宅で過ごすための支援や、希望の事業所でのサービス利用についてなど、先の見えない生活をどう支えていくかが課題。
- ・市内福祉サービス事業所が充実してきてはいるが、まだ医療的ケアの充実した福祉サービス事業所が不足していると思う。
- ・未就学の障がい児が毎日通うことができる専門事業所があると、適切な支援を継続的に受けることができると思う。
- ・空き家などを利用したグループホームが今後増えるとよい。

③行政に対する要望

- ・サービス事業所への経営上の助成
- ・障がいのある人本人、家族の声を直接聞く場を増やしてほしい。
- ・委託相談に望むことなど、いろいろと意見交換できる場があるといい。

④地域に対する要望

- ・障がい者施設としては地域との関わり合いは重要。理解を深めるため、清掃等の地域活動を通じて、まずは存在することを理解してもらっている。
- ・地域で暮らす障がい児者に対して、差別的な目を向けるのではなく、福祉の心で温かい見守りや手を差し伸べてもらいたい。

⑤発達支援センターくるみ利用者アンケート調査

ア 児童発達支援事業所「みらい」へ望むこと

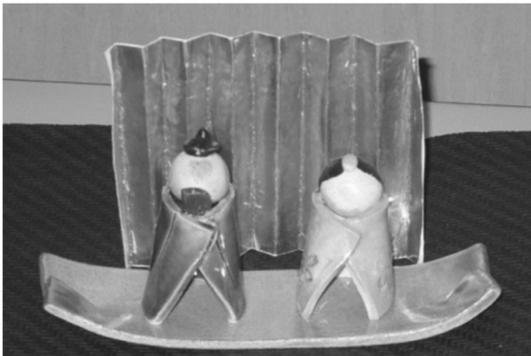
- ・園とみらいの連携の強化
- ・発達につながることをいろいろ教えてほしい。接し方や関わり方など。
- ・保護者も一緒に学んでいかななくてはいけないので、遊びや課題のねらいや何のためにやっているのかを教えてほしい。
- ・週に一回来ているだけだが、子どもの伸びを感じる。相談できてよかった。子どもが喜んで通っている。
- ・言葉が出てこなかったけど、ここに来ることで、言葉が出てきやすい。言葉のかけ方がわかるようになった。今後も教えてもらいたい。
- ・協調性が出てくるとよい。言葉は遅れていると思うが、増えてきている。みらいに通ってよかったと思う。簡単なやり取りが聞かれるようになった。
- ・休日にあればよいと思う。
- ・定期的に懇談する時間がほしい。

イ 市への要望など

- ・「みらい」と「くるみ」の区別がつかない人もいる。知らない人は知らないので、周知していく必要がある。
- ・病児に対しての対応も手厚くしてほしい。
- ・親は障がい児の親になり、いろいろな思いで各窓口を訪ねる。何もわからない状況で行くため、各窓口で「こういうサービスがあります」と提案してほしい。
- ・各窓口で、できれば情報共有してほしい。
- ・市のサービスを知らないなので、教えてほしい。
- ・市の発達支援は、他市町村と比べて充実していると思う。(気になったら、行ける所がある)
- ・就学後の相談の継続。(親としては、今まで見守ってきてもらった先生に相談にのってもらいたいという思いがある。)
- ・発達支援の専門の先生から、こういう場合は、こうすると良いと学校に対してアドバイスをしてほしい。
- ・親の不安な要素を軽減できる場所であってほしい。

3 計画の体系図

計画の目標	分野	施策の方向
協働による安心して暮らせるまち	1 啓発・広報	(1) 啓発・広報活動の推進
		(2) 人権・権利擁護の推進
		(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進
		(4) 地域交流、ボランティア活動の推進
	2 生活支援	(1) 相談・支援体制の充実
		(2) 発達支援事業の充実
		(3) 障害福祉サービスの充実
		(4) 障がい児サービスの充実
		(5) 地域生活支援事業の充実
		(6) 各種手当・制度等の周知
	3 生活環境	(1) 生活環境の整備
		(2) 移動・交通対策の推進
		(3) 防犯・防災体制の整備
	4 教育・育成	(1) 就学前の支援の充実
		(2) 学校での支援の充実
		(3) 特別支援教育の充実
		(4) 福祉教育の推進
	5 雇用・就労	(1) 雇用・就労の促進
		(2) 福祉的就労の促進
	6 保健・医療	(1) 障がいの予防と健康の増進
		(2) 精神保健福祉施策の推進
	7 情報・コミュニケーション・社会参加	(1) 情報提供の充実
		(2) コミュニケーション支援の充実
		(3) 障がい者スポーツ・芸術・文化活動等の社会参加の促進



第 4 章

分野別施策

1 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動の推進

障がいへの理解を深め、差別や偏見をなくし、支えあう市民意識の醸成をすることが大切です。

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、難病、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。

障がい者計画策定のための実態調査（以下「実態調査」という。）では、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、3障がいともに「周りの人の障がいや病気の特性への理解」が最も高くなっており（表 4-1）、障がいに対する理解を進める必要があります。

そのため、社会を構成するすべての人々が、障がいに対する理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが重要です。

表 4-1 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと（上位5項目）

順位	全体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	周りの人の障がいや病気の特性への理解 27.0%	周りの人の障がいや病気の特性への理解 24.0%	周りの人の障がいや病気の特性への理解 33.8%	周りの人の障がいや病気の特性への理解 34.7%
2位	在宅での生活や介助がしやすいよう、福祉・保健・医療のサービスの充実 20.7%	在宅での生活や介助がしやすいよう、福祉・保健・医療のサービスの充実 23.8%	差別や偏見をなくするための福祉教育や広報活動の充実 26.3%	差別や偏見をなくするための福祉教育や広報活動の充実 23.2%
3位	差別や偏見をなくするための福祉教育や広報活動の充実 20.1%	差別や偏見をなくするための福祉教育や広報活動の充実 17.9%	入所施設や短期入所、グループホームなどの整備 20.0%	在宅での生活や介助がしやすいよう、福祉・保健・医療のサービスの充実 18.9%
4位	災害時に備え、要支援者の把握と安否確認、避難方法の周知や避難先の確保 16.3%	災害時に備え、要支援者の把握と安否確認、避難方法の周知や避難先の確保 17.6%	職業訓練の充実や働く場所の確保 20.0%	障がいのある人本人及び家族の会への支援 15.8%
5位	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実 14.3%	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実 14.1%	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実 16.3%	保健や福祉の専門的な相談の充実 15.8%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

すべての人々が、障がいに対する理解を深め、差別や偏見をなくすために、広報誌等を積極的に活用して啓発・広報活動を行います。

施策	具体的な内容
市報やホームページ等を活用した障がいに関する啓発	○障がいや障がいのある人に関する理解を深めるため、市報やホームページ等を積極的に活用し、啓発・広報活動に努めます。
関係機関・組織との連携による障がいに関する啓発	○財団法人岐阜県身体障害者福祉協会、社会福祉協議会や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員、自治会、区等と連携し、障がいや障がいのある人についての正しい認識を深めるための啓発・広報活動を推進します。
「障害者週間」等の周知	○市報等により「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、様々な機会をとらえた障がいへの理解を深める行事の開催を支援します。
障がいに関するマークなどの周知・啓発	○ヘルプカードや白杖SOSシグナル、障がいに関するマーク等の周知・啓発を推進します。
発達障がいに関する周知・啓発	○発達支援センター「くるみ」を拠点として、発達障がいの基礎知識と発達段階に応じた支援のあり方に関する情報提供や各種相談等、発達障がいについての理解の促進を図ります。
生涯学習活動による市民意識の向上	○生涯学習講座の中で、福祉活動に関する講座も取り上げ、障がいのある人に関わる福祉教育を進めます。 ○にこにこ子育て支援事業による世代間交流事業等を積極的に支援し、地域における障がい福祉活動の充実を図ります。

主な障がいに関するマーク

障がい者のための
国際シンボルマーク



身体障がい者標識



聴覚障がい者標識



盲人のための
国際シンボルマーク



耳マーク



ほじょ犬マーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



障がい者雇用支援
マーク



ヘルプカード



「白杖SOSシグナル」
普及啓発シンボルマーク



○ 具体的な施策

人権・権利擁護を推進していくため、障がい者虐待防止等の周知・啓発を推進します。

施策	具体的な内容
障がい者虐待防止等の啓発	<p>○虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の保護、自立支援のための措置、養護者の負担の軽減等が法律で定められました。また、虐待問題を虐待者と被虐待者の関係にとどめず、社会全体で共有すべきという視点から、虐待を発見した市民には市等への通報義務があること等、必要な事項の周知・啓発を図ります。</p>
成年後見制度の利用促進	<p>○判断能力の十分でない人に権利や財産を守るため、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。</p>
人権及び福祉教育の推進	<p>○将来にわたるノーマライゼーションの精神を身につけさせ、普及させるため、学校や園における人権及び福祉教育の推進を図ります。</p> <p>○講演会や研修を通じて、障がいや障がいのある人に対する正しい理解が得られるように努めます。</p>



(3) 障がい理由とする差別の解消の推進 ●●●●●●●●

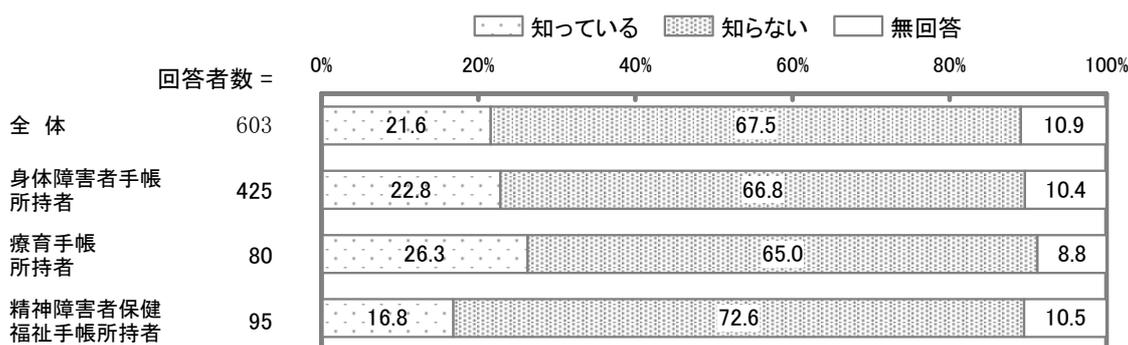
平成28年4月から施行された障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。

また、事務事業を行うにあたり障がいのある人(家族等を含む。)から社会的障壁(バリア)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応する、合理的配慮の提供が義務化されています。

民間事業者においては、合理的配慮を行うことについては努力義務となっていますが、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止については、国・地方公共団体等と同様に義務とされています。

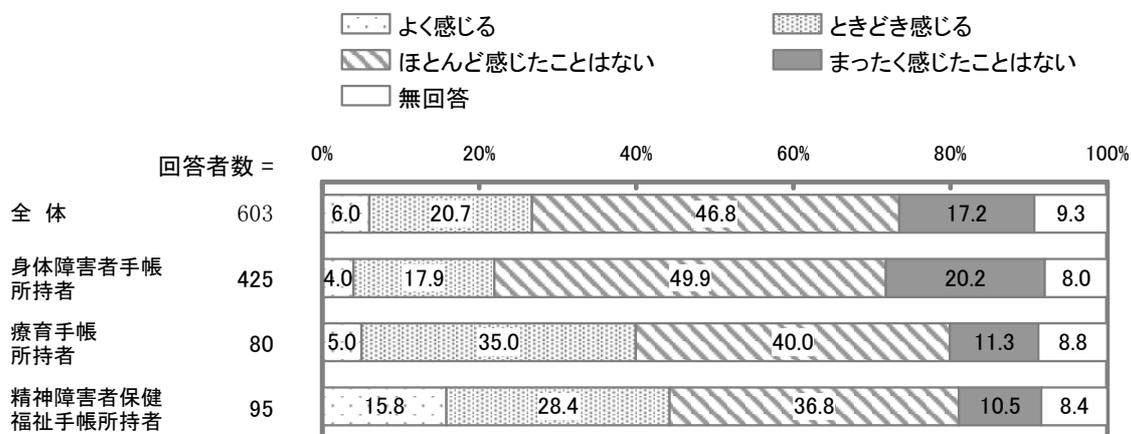
実態調査では、障害者差別解消法を知っている人の割合は21.6%と低い状況となっています(図4-2)。また、差別や偏見、疎外感を感じる割合は26.7%となっており、療育手帳所持者で40.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者で44.2%となっており(図4-3)、今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向け、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていく必要があります。

図4-2 障害者差別解消法の認知度



資料：障がい者計画策定のための実態調査

図 4-3 差別や偏見、疎外感を感じる有無



資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

施策	具体的な内容
障害者差別解消法に関する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法について、市報やホームページ等を活用し周知・啓発を行います。 ○事業所等に対しても、障害者差別解消法の周知及び合理的配慮の提供について啓発を行います。
窓口対応等における合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口対応等において、障がい特性や状況等を踏まえながら、合理的配慮を提供します。 ○窓口対応等において、適切な対応が行うことができるよう、市職員に「障がいのある方への配慮マニュアル」を周知し、合理的配慮の提供を徹底します。

(4) 地域交流、ボランティア活動の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

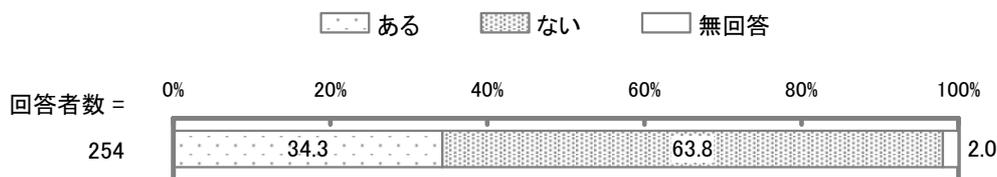
障がいのある人の日常生活を支え、豊かな暮らしを生み出すために、日頃の障がいのある人との交流やボランティア活動は欠かせないものです。

障がい者計画策定のための市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）では、障がいのある人との交流の有無について、交流が「ある」割合は 34.3%となっています（図 4-4）。また、福祉に関するボランティア経験の有無について、ボランティア経験が「ある」割合は 14.6%となっています（図 4-5）。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携により、地域住民との多様なふれあう機会を充実するとともに、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するとともに、ボランティアに参加しやすい環境整備が必要です。

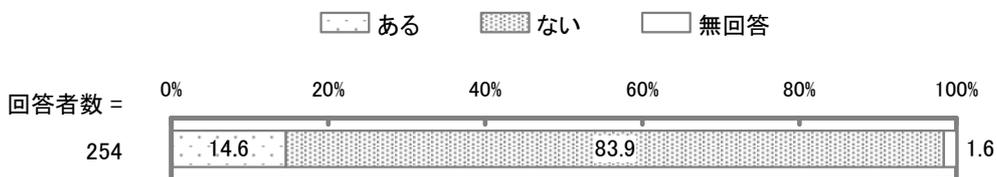
また、障がいのある人も、地域社会を構成する一人であることを認識し、積極的に地域内活動等に参加し、地域住民の方に広く受け入れてもらえるよう努めていきます。

図 4-4 障がいのある人との交流の有無



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

図 4-5 福祉に関するボランティア経験の有無



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

ボランティアに参加しやすい環境を整備するため、地域に根ざした福祉活動の担い手となるボランティアの育成と活動を支援していきます。

施策	具体的な内容
交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○長良川ふれあいマラソンを支援し、障がいのある人同士のふれあいや障がいのある人と一般ランナーとの交流を推進します。 ○障がいのある人もない人も誰もが参加できる地域での交流事業を支援し、ふれあう機会の充実を図ります。
地域での障がい福祉に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○一人でも多くの人々が障がいに関心を持ち、思いやりや助けあいのことについて理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域で障がいについて学習する機会を提供します。また、問題点や課題を洗い出し、今後の対応策を検討します。
ボランティア活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市報やホームページ等を活用し、市民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、地域、企業等に対して、ボランティア活動への理解、普及を図ります。また、地域においても、社会福祉協議会の市民活動ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。 ○市報等を活用し、より多くの人々がボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加する人が増えていくようにボランティア育成の推進を図ります。
ボランティア活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア連絡協議会を中心として各団体の連携を図り、ボランティア活動の活性化に努めます。
障がいのある人のボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が、地域の福祉活動に参加し、自らの経験や知識を活かすことは、自分自身の生きがいとも繋がるため、社会福祉協議会と連携し、障がいのある人自身のボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

2 生活支援

(1) 相談・支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、地域で安心して暮らしていくためには、日頃の悩みを相談したり、必要な支援、サービスを適切に受けることができることが大切です。

また、障がいのある人の相談内容は、複雑かつ多様化し、専門性の高い対応が求められることがあります。

本市では、障がい者巡回相談や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員等による訪問活動、相談事業所等、様々な相談の機会を提供しています。

実態調査では、悩みや困ったことの相談先として、「家族・親族」が79.9%と最も高く、次いで「病院」「友人・知人・近所の人」「サービスを受けているところの職員」となっています。また、療育手帳所持者では「サービスを受けているところの職員」「保育園・幼稚園・認定こども園・学校」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」が他の手帳所持者に比べ高くなっており（表 4-2）、障がいの種別やライフスタイル等により、相談内容が異なることがうかがわれます。

そのため、各事業所、関係機関及び庁内関係各課と連携を図りながら、身近な窓口の充実を図るとともに、専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していく必要があります。

表 4-2 悩みや困ったことの相談先（上位 5 項目）

順位	全体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	家族・親族 79.9%	家族・親族 82.8%	家族・親族 80.0%	家族・親族 64.2%
2位	病院 26.9%	病院 21.2%	サービスを受けているところの職員 36.3%	病院 52.6%
3位	友人・知人・近所の人 21.1%	友人・知人・近所の人 20.7%	病院 20.0%	友人・知人・近所の人 25.3%
4位	サービスを受けているところの職員 13.1%	サービスを受けているところの職員 11.1%	友人・知人・近所の人 13.8%	サービスを受けているところの職員 14.7%
5位	社会福祉協議会 6.0%	社会福祉協議会 6.6%	保育園・幼稚園・認定こども園・学校 10.0%	市の職員や保健師など 10.5%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人や家族が必要とする指導助言を受けることができるように、相談窓口を充実し、その周知を図るとともに、相談員の研修を充実します。

施策	具体的な内容
身近な相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携を図りながら、気軽に相談できる身近な相談体制づくりをプライバシーに配慮しつつ推進します。 ○市民の見守り活動や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員等による訪問活動のほか、訪問機会のあるサービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動の充実等を推進します。 ○相談支援事業所（海津市障がい者生活支援センター、ゆう、大垣市柿の木荘、せせらぎ、グリーンヒル、海津市障がい者相談支援事業所）をはじめ、相談機関の周知を図り、相談しやすい体制づくりを推進します。
相談支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の身近な相談窓口では対応できない相談内容や、緊急の対応が必要な場合等に、市や医療機関等の専門窓口、相談支援事業所による総合的に支援する体制づくりを推進します。
発達支援センター「くるみ」における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援センター「くるみ」が拠点となり、発達障がい等、行動・認知面、集団行動など課題を抱えている人やその家族に対し、乳幼児期から成長期までのライフステージにあわせた、とぎれのない支援と横断的な支援をめざし、相談支援、発達支援、普及・啓発活動、研修会を行います。 ○療育システム推進委員会による関係機関との情報共有・連携を図ります。
相談員のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、相談員の研修を充実し、スキルアップに努めます。
地域の見守り・支えあい活動ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り・支えあいが必要な障がいのある人に対して地域住民、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、区等によるネットワークの形成を推進します。
介護保険サービスへの円滑な移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の高齢化が進む中、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行を支援します。

施策	具体的な内容
訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活上の支援等障がいのある人の居宅での生活を支えるため、事業者との協力のもと、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の提供体制の確保に努めます。
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の日中における自立した生活を支援するため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所のサービスの充実に努めます。 ○指定管理者の運営による「海津市はばたき」において、生活介護及び就労継続支援B型を引き続き行います。 ○障がいのある人のニーズに基づいたサービス提供ができるよう、サービス提供体制の整備に努めます。 ○重度障がいのある人が利用できる生活介護や短期入所サービスの体制整備を図ります。
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活を営むのに支障のある障がいのある人や、夜間において介助が必要な人の生活を支援するため、施設入所支援・グループホーム等障がいのある人の状況に応じた適切なサービスの提供の充実に努めます。
地域移行支援・地域定着支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保やその他地域生活への移行の支援を行います。 ○施設や病院から退所、退院した障がいのある人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人等に対して、常時連絡体制を確保し、緊急事態への対応等を行います。
介助者へのケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の生活を支える介助者が介助疲れや体調不良等の状態にならないよう、心身両面でのケアを行い、介助者に対する支援を行います。

表 4-3 日常生活で地域の人に手助けしてもらった（もらいたい）こと（上位 5 項目）

順位	全体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	特にない 35.7%	特にない 38.1%	災害や急病などの緊急時の支援 45.0%	災害や急病などの緊急時の支援 37.9%
2位	災害や急病などの緊急時の支援 35.2%	災害や急病などの緊急時の支援 34.1%	特にない 35.0%	特にない 28.4%
3位	安否確認の声かけ 18.4%	安否確認の声かけ 17.6%	安否確認の声かけ 28.8%	話し相手 24.2%
4位	話し相手 11.8%	外出時のちょっとした手伝い 8.9%	話し相手 17.5%	安否確認の声かけ 17.9%
5位	外出時のちょっとした手伝い 8.3%	話し相手 7.8%	外出時のちょっとした手伝い 15.0%	外出時の地域の人からの自発的な声かけ 12.6%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域生活支援事業の充実を図ります。

施策	具体的な内容
地域生活支援事業の充実	<p>○障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須事業…相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等 ・任意事業…障がい児タイムケア事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、社会参加促進事業等

○ 具体的な施策

障がいのある人や保護者・養育者の経済的な負担を軽減するため、各種年金・手当等について周知を図り、制度に基づく給付を推進します。

施策	具体的な内容
各種助成制度の周知	<p>○相談員、相談支援事業所、福祉サービス事業所及び市において、相談しやすい体制をつくり、各種助成制度の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度 ・ 重度心身障がい者（児）の医療費助成制度 ・ 自動車運転免許取得・改造助成制度 ・ 重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業 ・ ニュー福祉機器助成事業 ・ 在宅障害児交通費助成金 ・ 精神障害者小規模作業所等交通費助成 ・ 難聴児補聴器購入費助成事業 ・ 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免 ・ 有料道路通行割引 ・ N H K 放送受信料の免除（全額・半額）
各種福祉手当の周知	<p>○手当の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当 ・ 特別障害者手当 ・ 障害児福祉手当

3 生活環境

(1) 生活環境の整備

障がいのある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備が重要です。居室の段差解消や手すりの設置など身体機能にあわせて住宅改善を行うことで、障がいのある人が住み慣れた家や地域で暮らし続けることが可能になるため、障がいのある人の住宅改善に対する助成制度の周知を図り、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進する必要があります。

実態調査では、将来、住みたい、あるいは暮らしたいと思う生活の場は「自宅で暮らしたい」割合が73.5%となっており（表4-5）、生活の場が自宅で住まいについて困っていて改造したい箇所が「ある」割合が31.2%、「すでに改造した」割合が10.4%となっています（図4-6）。

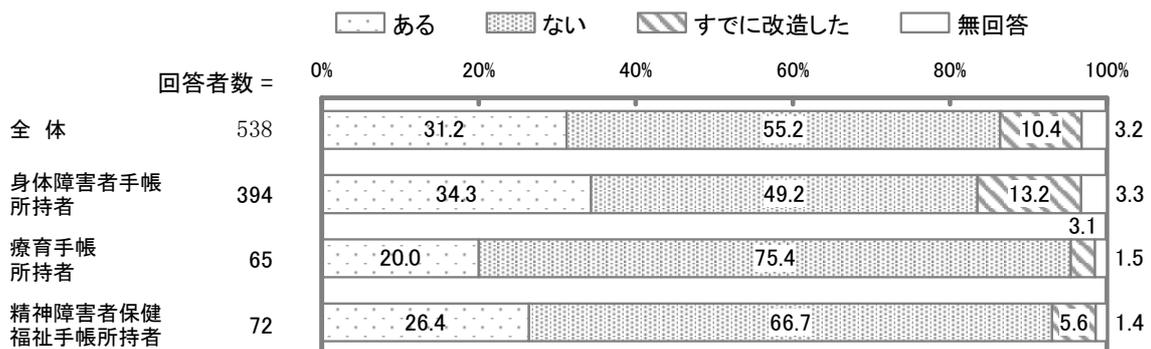
障がいのある人が生活する住宅や環境などについて、より安全で快適な場所に改善するため、障がいのある人の住宅改造費の助成や改修資金の貸付制度などの周知を図り、その利用を促進する必要があります。

表4-5 将来、住みたい、あるいは暮らしたいと思う生活の場（上位3項目）

順位	全体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	自宅で暮らしたい 73.5%	自宅で暮らしたい 80.2%	自宅で暮らしたい 52.5%	自宅で暮らしたい 57.9%
2位	施設（障がい者支援施設で施設入所支援）を利用したい 8.8%	施設（障がい者支援施設で施設入所支援）を利用したい 7.3%	施設（障がい者支援施設で施設入所支援）を利用したい 27.5%	わからない 12.6%
3位	わからない 7.5%	わからない 5.6%	グループホーム（専門の職員がいて共同生活ができるもの）を利用したい 17.5%	家を借りたい・購入したい 10.5%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

図4-6 生活の場が自宅で住まいについて困っていて改造したい箇所の有無



資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

地域で安心して暮らせるよう、多様な住まい方の支援や入居支援など、障がいのある人の良好な居住環境整備に努めます。

施策	具体的な内容
住宅の整備支援	○日常生活用具給付等事業による住宅改造に対する助成制度の周知と有効活用を図ります。
まちづくりの推進体制の整備	○「岐阜県福祉のまちづくり条例」及び国の関係法令の普及・啓発に努め、国・県・市の各行政機関、事業者、市民が一体となった、人にやさしいまちづくりの推進を行っていきます。
グループホームの整備・充実	○障がいのある人の地域での生活を支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進するためにグループホームの整備を推進します。



○ 具体的な施策

障がいのある人の移動手段を確保するため、道路や公共施設等の整備を行うとともに、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

施策	具体的な内容
公共交通機関の利便性の向上	○市民の利用状況及び要望事項等を踏まえて適切に路線・運行時間・運行方法等の見直しを行い、ニーズにあったコミュニティバスやデマンド交通の利便性の向上に努めます。
道路や公共施設等の整備	○道路や公共施設等の段差の解消、障がいのある人に配慮した駐車スペース等を設置する等、誰もが安心して外出できるよう道路や公共施設の整備に努めます。
自動車の利用に対する支援	○障がいのある人の自動車の利用を支援するため、自動車改造助成事業や運転免許取得費の助成、有料道路通行割引等の周知と利用促進を図り、障がいのある人が外出しやすくなるよう努めます。
移動支援事業の充実	○利用者の要望に沿う事業者と委託契約を締結して、移動支援の充実に努めます。

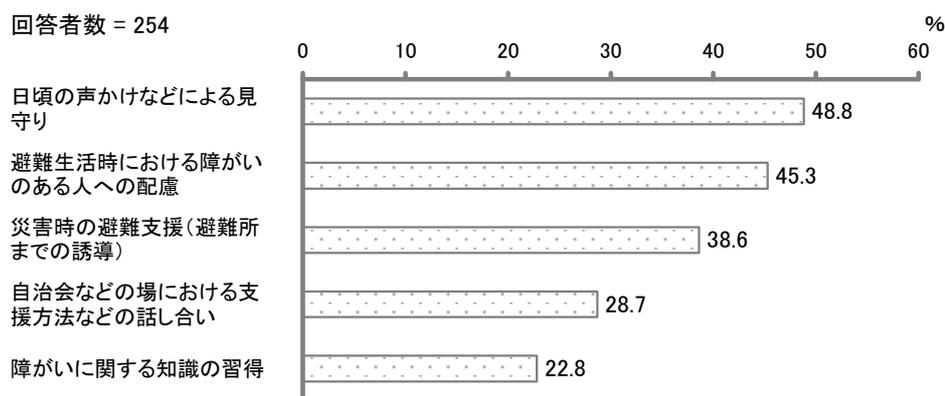


表 4-7 避難するのに困ること（上位 5 項目）

順位	全体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1 位	坂や階段があったり、 避難場所が遠いなど 避難場所まで行けな い 31.7%	坂や階段があったり、 避難場所が遠いなど 避難場所まで行けな い 36.2%	災害時の緊急の連絡 方法・連絡先がわか らない 32.5%	災害時の緊急の連絡 方法・連絡先がわか らない 26.3%
2 位	困ることはない 24.4%	困ることはない 24.5%	災害時の情報入手・連 絡の手段がない 28.8%	困ることはない 25.3%
3 位	災害時の緊急の連絡 方法・連絡先がわか らない 19.2%	災害時の緊急の連絡 方法・連絡先がわか らない 14.8%	坂や階段があったり、 避難場所が遠いなど 避難場所まで行けな い 23.8%	坂や階段があったり、 避難場所が遠いなど 避難場所まで行けな い 18.9%
4 位	災害時の情報入手・連 絡の手段がない 16.1%	災害時の情報入手・連 絡の手段がない 14.1%	困ることはない 23.8%	災害時の情報入手・連 絡の手段がない 14.7%
5 位	避難する際の介助者 がいない 10.0%	避難する際の介助者 がいない 9.6%	避難する際の介助者 がいない 13.8%	その他 12.6%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

図 4-8 災害発生時に（備えも含めて）障がいのある人のためにできる支援（上位 5 項目）



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

障がいのある人も地域社会において、安心・安全に生活することができるように、災害情報の提供や避難所の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の確立に努めます。

施策	具体的な内容
地域防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人を含めた避難行動要支援者に一番身近な自治会、区、自主防災組織が中心となり、要支援者や地域住民とともに避難経路の確認や、避難訓練への参加を促進します。 ○関係部署と連携し、地域住民に地域防災の重要性を周知・啓発します。 ○防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修等を行います。
避難行動要支援者に対する支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係課、関係機関、自治会長、区長、民生委員児童委員等と連携し、災害時に避難支援を必要とする人の日頃からの状況把握と、障がいのある人やその家族等へ声かけの必要性を周知します。 ○避難行動要支援者名簿の関係機関への情報提供の同意書の提出を、関係者と連携を図り呼びかけます。 ○「災害時要援護者マップ」により、避難場所の確認や、避難に支援を必要とする人がどこに所在しているかを明らかにすることで、地域ぐるみの避難行動要支援者支援体制づくりを進めます。 ○障がいの程度・違いによる災害時の支援体制づくりに努めます。
防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の防災訓練に、障がいのある人が訓練に参加できるよう周知します。 ○防災訓練等に参加できない人については、見落としがないように民生委員児童委員等と連携して役割に応じた確認を行います。 ○防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検し、地域の共助力の向上に取り組みます。

施策	具体的な内容
防災に関する制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○火災報知器、聴覚障害者用通信装置等の給付制度や緊急通報装置の貸与制度の周知と活用を促進します。 ○言語障がい及び聴覚障がい等によって意思疎通の困難な一人暮らしの人等に対して、適切な医療につなぐため、救急医療情報キットの配布及び周知を継続します。
地域防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が犯罪の被害者とならないように、海津警察署等と連携し、防犯対策を推進するとともに、誰もが安心して暮らせるようにするため、地域における防犯体制の確立を図ります。



4 教育・育成

(1) 就学前の支援の充実

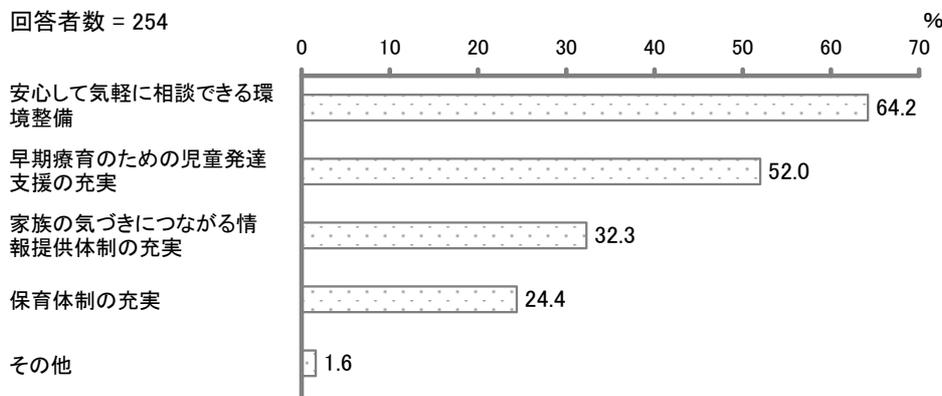
障がいや発達に課題のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。特に発達期にある乳幼児期から必要な治療と指導、訓練を行うことは、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。

このため、就学前の健康診査等により、障がいや発達に課題のある子どもの早期発見を図るとともに、程度に応じた適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。

市民意識調査では、就学前の子どもで、発達の遅れや障がいのある子どもに対する必要な支援について、「安心して気軽に相談できる環境整備」の割合が64.2%と最も高く、次いで「早期療育のための児童発達支援の充実」の割合が52.0%、「家族の気づきにつながる情報提供体制の充実」の割合が32.3%となっています（図4-9）。

地域の保育・教育施設で障がいのある子どもの保育体制を充実することも必要です。

図4-9 就学前の子どもで、発達の遅れや障がいのある子どもに対する必要な支援



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

障がいや発達に課題のある子どもの保育・療育のために、保育体制や療育体制を充実します。

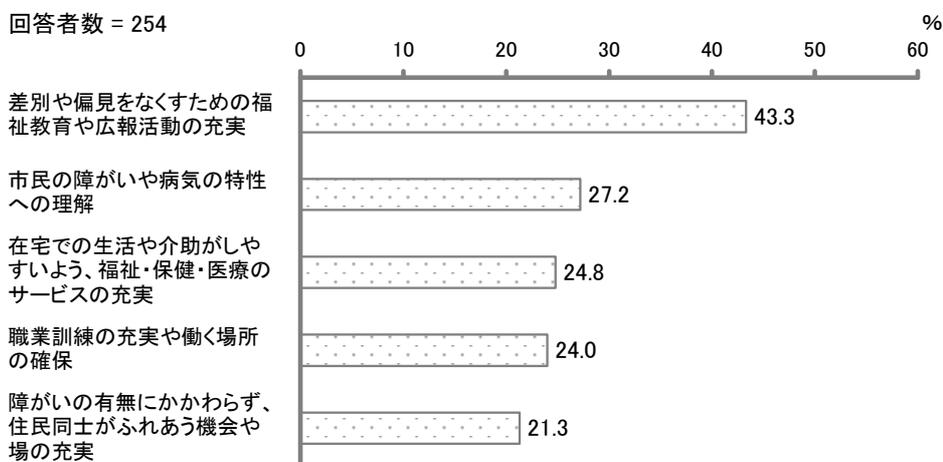
施策	具体的な内容
療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関と連携する等、相談・指導等の支援体制の充実を図るとともに、療育システム推進委員会の機能を円滑にします。 ○ステージ移行の際、支援がとぎれたり、理解が得られないという問題が起こらないように、サポートブックの活用を促進し、具体的な支援の引継ぎに活用します。
発達障がいのある子ども（人）への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援センター「くるみ」において、発達障がいのある子ども（人）やその家族に対して、相談や発達検査を行い、発達段階に応じた相談支援や小集団支援を行います。 ○未就園の子どもを対象とした「くるみクラブ」を開催し、友達との関わり方や保護者同士の交流の場を提供します。
保育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各保育園等が障がいのある子どもや発達上気になる幼児を受け入れ、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、保育・教育内容・技術の研修等による充実、人員の充実、施設の充実などに努めます。
保育園等訪問による支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援センター「くるみ」を核とし、こども課、学校教育課、健康課の関係機関が保育園等を訪問し、各園を利用している行動・認知面、集団行動などで課題を抱えている子どもについて、集団生活適応のための相談や、専門的な支援とあわせ、園の職員に対する支援を行います。

○ 具体的な施策

障がいのある子どもに対し、障がいの状況に応じた適切な教育を受けることができるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。

施策	具体的な内容
教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に授業や交流を行い、一人ひとりの豊かな人間性の育成を図るよう、教育内容の充実に努めます。 ○障がいに対する理解を深めるよう、周囲の児童生徒または保護者への啓発活動に努めます。 ○各学校で障がいのある児童生徒を受け入れることができるよう段差の解消や障がいのある人用のトイレの設置等、施設の整備を進めます。
就学相談・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの障がいの実態や教育的ニーズに応じた就学を図るため、指導・助言や必要な調査・資料収集、相談体制の充実に努めます。 ○学校・施設等の関係機関との連携等を図り、相談体制の充実に努めます。 ○発達支援センター「くるみ」において、定期的及び随時、小・中学校への学校訪問を実施し、行動・認知面、集団行動など課題を抱えている児童生徒について、集団生活適応のための相談や、専門的な支援とあわせ、教職員に対する支援を行います。
教職員のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員に対しては障がいのある児童生徒の状況に応じて、正しい理解と認識及び指導力を養うことを目標とした研修の機会をもち、教育内容の充実とスキルアップに努めます。
発達障がいのある子ども(人)への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援センター「くるみ」において、小学生を対象とした「かいづキッズクラブ」を開催し、友達との関わり方や保護者同士の交流の場を提供します。

図 4-11 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと（上位 5 項目）



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

ライフステージの各段階で障がいに対する理解を深めるために、学校における交流活動や訪問活動等の福祉教育及び家庭における福祉教育の推進を図ります。

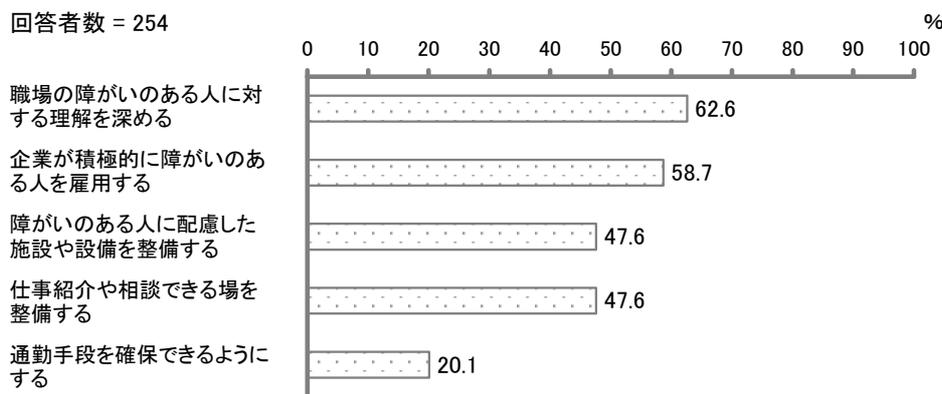
施策	具体的な内容
交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の障がい者施設等と市内の小・中学校、高等学校との交流活動や訪問活動等を推進します。 ○各学校で特別支援学級の児童生徒とともに学習する「交流及び共同学習」の機会の充実を図り、将来、障がいのある子どもが地域で生活できる共生社会の基盤づくりを進めます。 ○特別支援学校や障がい者施設と小・中学校との交流を推進し、児童生徒や地域住民が障がいや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、福祉教育の充実を図ります。
家庭における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭における福祉教育を進めるため、家庭教育学級の中で人権・いじめに関する学習機会の充実を図ります。

表 4-9 障がいのある人が働くために必要なこと（上位 5 項目）

順位	全体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	障がいのある人に対する事業者や職場の仲間の理解と協力があること 44.4%	障がいのある人に対する事業者や職場の仲間の理解と協力があること 40.9%	障がいのある人に対する事業者や職場の仲間の理解と協力があること 62.5%	生活できる収入を得ること 52.6%
2位	企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと 40.0%	障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること 37.6%	障がいのある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること 56.3%	障がいのある人に対する事業者や職場の仲間の理解と協力があること 52.6%
3位	障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること 39.5%	企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと 36.9%	障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること 55.0%	障がいのある人にあつた就労条件(短時間労働など)が整っていること 48.4%
4位	障がいのある人にあつた就労条件(短時間労働など)が整っていること 38.5%	障がいのある人にあつた就労条件(短時間労働など)が整っていること 36.7%	企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと 47.5%	企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと 47.4%
5位	生活できる収入を得ること 37.5%	障がいのある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること 34.1%	障がいのある人にあつた就労条件(短時間労働など)が整っていること 46.3%	障がいの特性や程度にあつた仕事が提供されること 44.2%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

図 4-12 障がいのある人が働くために必要なこと（上位 5 項目）



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

障がいのある人の雇用を促進するために、企業への障がい者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障がい特性に応じた就労の場の確保を図ります。

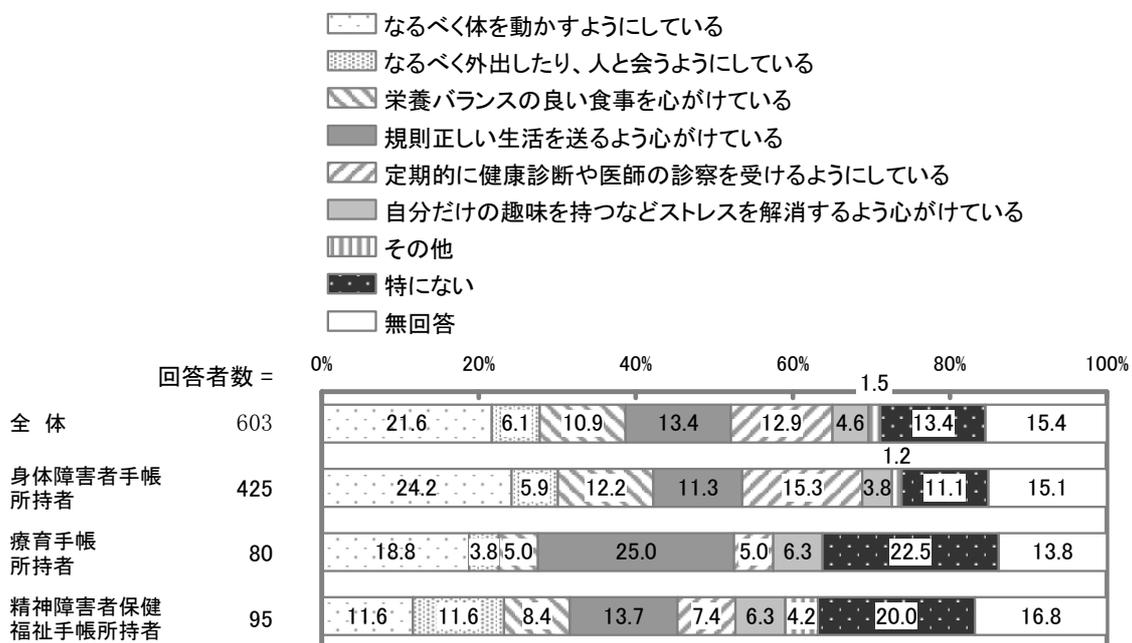
施策	具体的な内容
障がいのある人の雇用の啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人への雇用・就労の促進を図るため、雇用に対する理解と積極的な協力を、大垣公共職業安定所と連携し、海津市商工会等へ働きかけます。 ○「障害者雇用促進月間」(9月)には、市報やホームページ等啓発活動により障がいのある人の雇用の促進を図ります。
障がいのある人の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○西濃障がい者就業・生活支援センター、大垣公共職業安定所と連携し、障がいのある人が一般就労するために、計画的な訓練や指導、事業所における作業実習や職場体験を実施し、適性に応じた就労移行のための支援等を推進します。
就労に関する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの内容及び程度、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができるよう、西濃障がい者就業・生活支援センター、大垣公共職業安定所、海津市無料職業紹介所等と連携して障がいのある人や企業に対する相談体制の充実に努めます。
就労定着に向けた支援 (就労定着支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

○ 具体的な施策

一般就労へのステップの場を拓げるために、福祉的就労の活性化を図ります。

施策	具体的な内容
就労継続支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○一般企業への常用的就労が困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供する等、就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行います。 ○企業からの受託作業や自主製品の生産により、安定的な仕事の確保に向け努力し、通所する障がいのある人の工賃アップに向け、受託作業を発注する企業拡大のため、商工会等と連携して支援します。 ○就労継続支援（A型・B型）事業所の確保に努めるとともに、一般就労への移行支援にも努めます。
就労移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○一般企業への就職を希望する障がいのある人に対して、一定期間、実習や知識、能力の向上のための指導を行い、就労移行支援を推進し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。 ○市内、市外における就労移行支援事業所において、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等就労に必要な支援を行います。
福祉的就労の促進支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者優先調達推進法に基づき、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。 ○各施設における自主製品のPRや市または地域の行事への積極的な参加を促進し、福祉的就労の活性化を図ります。

図 4-15 健康を維持するために最も心がけていること



資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育に努めます。

施策	具体的な内容
母子保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠届出時及び妊婦相談・母親学級・育児教室等で、妊娠・出産から育児にいたるまでの正しい知識を啓発し、出産や育児に不安をもつ妊婦や母親の相談支援体制の充実を図ります。 ○乳幼児健診等の内容の充実と疾病等の早期発見に努め、治療や療育につながる支援体制の充実を図ります。
発達障がいのある子ども（人）への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援センター「くるみ」を核とし、保健・医療・福祉・教育をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等発達障がいの早期発見に努めるとともに、早期からの専門的な発達支援や、発達段階に応じた適切な支援が受けられる体制づくり等、発達障がいのある子ども（人）への支援の充実に努めます。
疾病の予防、早期発見・早期治療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病（特定）健診や各種がん検診内容の充実と利用促進を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めます。 ○生活習慣改善に重点をおいた健康教育・健康相談を推進し、生活習慣病の予防に関する周知を図ります。
医療情報の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人、高齢者、子ども等がそれぞれの病状に応じた適切な医療が受けられるように、医療機関に関する情報提供の充実に努めます。

○ 具体的な施策

精神障がいのある人の自立促進のために、精神障がいのある人や家族などに対する相談支援体制の充実を図ります。また、精神障がいや精神障がいのある人に対して周囲が正しい理解をするため、自殺予防対策事業等を行うことにより、市民の精神疾患に対する正しい知識や情報の普及・啓発を行います。

施策	具体的な内容
社会復帰や自立促進	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がいのある人に対する退院後の支援や、地域社会において自立及び社会参加ができるよう支援します。 ○精神障がいのある人やその家族等が、積極的に活動ができるよう家族会の活動を支援します。
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科医師による「悩みごと相談」を継続し、市民が身近なところで相談できるよう支援します。 ○医療機関、保健所、相談支援事業所、地域活動支援センターと連携し、精神障がいのある人及び家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
メンタルヘルスの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○うつ病等こころの健康に関する予防等の情報を、市報・ホームページ等で周知します。
自殺予防対策事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺や自死遺族、精神疾患に対する偏見等をなくすため、研修会の実施や、市報・ホームページ、各種イベント等での普及啓発を図ります。

表 4-11 必要と感じる情報（上位 5 項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1 位	障害年金や障害手当 などの情報 28.0%	医療機関の情報 28.0%	障害年金や障害手当 などの情報 31.3%	障害年金や障害手当 などの情報 35.8%
2 位	医療機関の情報 25.7%	障害年金や障害手当 などの情報 25.2%	相談できる場の情報 26.3%	相談できる場の情報 32.6%
3 位	福祉に関する法律や 政策などの情報 20.6%	社会福祉施設の情報 20.7%	発達障がいに関する 支援の情報 26.3%	福祉に関する法律や 政策などの情報 23.2%
4 位	相談できる場の情報 20.4%	福祉に関する法律や 政策などの情報 20.0%	福祉に関する法律や 政策などの情報 23.8%	社会福祉施設の情報 22.1%
5 位	社会福祉施設の情報 19.9%	相談できる場の情報 16.0%	社会福祉施設の情報 22.5%	障がいのある人た ちの 情報 22.1%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人が様々な情報を入手できるように、障がいの特性に応じた情報提供に努めます。

施策	具体的な内容
障害福祉サービス等の 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市報・ホームページ等により障害福祉サービスに関する情報提供体制の整備・充実に努めます。 ○視覚・聴覚障がいのある人に対する日常生活用具給付事業（情報・意思疎通支援用具の給付）の利用促進を図ります。 ○相談支援事業所、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員等による情報提供の推進に努めます。
情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関が連携し、保健・医療・福祉・教育に関する情報の共有化、相互活用を図りながら、総合的な情報提供の充実に努めます。
市報による情報提供の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの有無に関係なく、情報を得やすい紙面づくりに努めます。また、視覚障がいのある人の情報保障と社会参加を図るため、音声等による市報の充実と周知に努めます。

(2) コミュニケーション支援の充実 ●●●●●●●●●●

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、従来の地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」から「意思疎通支援事業」に変わり、幅広く解釈できるようになりました。また、これまで任意事業だった「手話奉仕員養成研修事業」が必須事業に位置づけられました。

今後、聴覚障がい等があり、日常生活における意思疎通を図ることに支障がある人の支援の充実を図る必要があります。

○ 具体的な施策

聴覚障がい等のある人の意思疎通の充実を図るために、障がいの特性に応じて、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーションに関する支援体制の充実を図ります。

施策	具体的な内容
コミュニケーション支援事業の促進	○手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、意思疎通を図ることを目的としたコミュニケーション支援事業の促進を図ります。
手話奉仕員養成研修の開催	○聴覚障がいのある人との交流等の支援者として期待される手話奉仕員の養成のための研修会を開催し、人材の確保に努めます。



(3) 障がい者スポーツ・芸術・文化活動等の社会参加の促進 ●●●

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいをもち、豊かに暮らすため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、自発的な活動などの社会参加活動に積極的に参加することは、様々な人とのふれあいや交流が広がることとなり、こうした活動を通じて、障がいのある人に対する理解も深まることとなるため、身近な地域での行事や活動等の参加機会の拡大などの取組が必要です。

実態調査では、この1年間に、趣味や学習、スポーツなどの活動を「何もしていない」割合が32.0%と最も高く、次いで「日帰り旅行」の割合が25.4%、「趣味やレジャーの活動」の割合が17.6%、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」の割合が17.4%となっています（表4-12）。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

表4-12 この1年間の趣味や学習、スポーツなどの活動内容（上位5項目）

順位	全体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	何もしていない 32.0%	何もしていない 32.5%	日帰り旅行 30.0%	何もしていない 37.9%
2位	日帰り旅行 25.4%	日帰り旅行 26.4%	コンサートや映画、ス ポーツなどの鑑賞・観 戦 25.0%	趣味やレジャーの活 動 17.9%
3位	趣味やレジャーの活 動 17.6%	泊りがけの旅行 18.6%	何もしていない 23.8%	日帰り旅行 17.9%
4位	コンサートや映画、ス ポーツなどの鑑賞・観 戦 17.4%	趣味やレジャーの活 動 17.9%	趣味やレジャーの活 動 18.8%	コンサートや映画、ス ポーツなどの鑑賞・観 戦 15.8%
5位	泊りがけの旅行 16.9%	コンサートや映画、ス ポーツなどの鑑賞・観 戦 16.2%	泊りがけの旅行 18.8%	スポーツやニュース スポーツなどの活動 8.4%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人が、地域において、生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、社会参加活動などに参加する機会の充実に努めます。

施策	具体的な内容
障がい者スポーツの推進	○スポーツ・レクリエーション行事への参加について積極的な支援を行い、障がい者スポーツの推進を図ります。
イベント開催による交流促進	○「長良川ふれあいマラソン大会」等の障がいのある人もない人も参加できるイベントを支援するなど、障がいのある人の社会参加の促進・交流機会の提供を図るとともに、障がいまたは障がいのある人に対する市民の意識の高揚を図ります。
文化・芸術活動への支援	○障がいのある人の文化活動等、積極的な活動を行うことができるよう支援します。
生涯学習の促進	○障がいのある人も生涯学習講座等を受講できるように、関係課と連携し、講座内容の充実に努めます。 ○各種講座や教室に関する情報提供を充実させるとともに、生涯学習活動の促進を図ります。 ○施設のバリアフリー化を図り、誰もが利用しやすい社会教育施設の充実に努めます。

2 計画の進行管理

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等からなる地域自立支援協議会は、関係機関等が連携を図り、個別の相談支援の事例を通して明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

今後も、地域自立支援協議会において、各事業の実施状況と達成状況を把握しながら、全体的な進行管理を行います。



2 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例

平成 17 年 3 月 28 日
条例第 90 号

(設置)

第 1 条 海津市福祉計画等の策定及び改正にあたり、必要事項等の調査、審議を行うため、次条の各計画ごとに、各計画策定委員会(以下「各委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 各委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査、審議を行い、市へ提言する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
- (3) 障害者計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める計画に関すること。

(組織)

第 3 条 各委員会は、別表に掲げるもののうちから、市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、各委員会 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 各委員会ごとに委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 各委員長は、会務を総理し、各委員会を代表する。
- 3 各副委員長は、各委員長を補佐し、各委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 各委員会は、各委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 各委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 各会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 各委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第 8 条 各委員会の庶務は、主管課において行う。

(秘密の保持)

第 9 条 各委員会の委員は、職務上知り得た事項を他にもらしてはならない。

(補則)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 22 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

	代表者	関係計画
1	住民団体関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
2	市議会議員	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
3	学識経験者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
4	保健医療関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
5	福祉関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
6	行政機関関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
7	学校教育関係者	地域福祉計画
8	介護経験者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画
9	ボランティア関係者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
10	その他市長が必要と認める者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画

3 海津市障がい者計画策定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

任期：H28. 6. 15～H29. 3. 31

代表者区分	氏 名	所属団体・役職名	備考
①住民団体関係者 2名	宮 脇 信 幸	海津市自治連合会 会長	副委員長
	岡 田 均	海津市商工会 会長	
②市議会議員 1名	藤 田 敏 彦	海津市市議会 文教福祉委員長	～H28. 9. 19
	浅 井 ま ゆ み	海津市市議会 文教福祉委員長	H28. 9. 20～
③学識経験者 1名	高 木 久 子	元一宮東養護学校 校長	
④保健医療関係者 1名	富 成 伸 育	海津市医師会 代表	
⑤福祉関係者 8名	石 川 敬 一 郎	岐阜県身体障害者福祉協会海津支部 支部長	委員長
	近 藤 喜 登	海津市民生委員児童委員協議会 会長	
	吉 田 哲 夫	岐阜県立海津特別支援学校 校長	
	菱 田 俊 明	すみれの会 会長	
	伊 藤 千 代 子	NPO法人まごの手クラブ 理事長	
	近 藤 光 法	(社福) 岐阜県いちい会 いちい荘 施設長	
	光 星 隆	(社福) 楽山・杜の会 会長	
	桑 原 富 茂	(社福) 海津市社会福祉協議会 会長	
⑥ボランティア 関係者 1名	下 田 博 暉	海津市ボランティア連絡協議会 会長	
⑦行政関係者 1名	伊 藤 精 治	海津市教育委員会 事務局長	

4 海津市障害者計画検討委員会設置要綱

平成 19 年 5 月 1 日
訓令甲第 6 号

(設置)

第 1 条 海津市における総合的な障害者福祉の推進を図るための計画(以下「障害者計画」という。)の策定及びその推進をするため、海津市障害者計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 障害者計画の策定及び推進における関係部局課の総合調整に関すること。
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、別表第 1 に定める職にある者及び委員長が指名する者をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、検討委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。
- 3 検討委員会は委員長及び委員をもって組織する。

(会議)

第 4 条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見又は説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 5 条 検討委員会に、海津市障害者計画検討委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

- 2 ワーキンググループは、別表第 2 に定める検討委員会の委員の所属する課等の者で、当該所属長に推薦された係長級の者をもって充てる。
- 3 ワーキンググループは、計画の策定上必要な資料の収集、調査研究を行い検討委員会に報告するものとする。
- 4 ワーキンググループは、社会福祉課長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第 6 条 検討委員会、ワーキンググループの事務局は、社会福祉課に置く。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日訓令甲第 3 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 17 日訓令甲第 5 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

健康福祉部長 健康課長 社会福祉課長 保険医療課長 高齢介護課長 秘書広報課長 企画財政課長 建設課長 学校教育課長 こども課長 社会教育課長

別表第 2(第 5 条関係)

健康課 社会福祉課 保険医療課 高齢介護課 秘書広報課 企画財政課 建設課 学校教育課 こども課 社会教育課

5 海津市障がい者計画検討委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

関係部課			検討委員		ワーキンググループ	
			役職名	氏名	役職名	氏名
健康福祉部	①		部長	木村元康		
	②	健康課	課長	高木千春		
	③	保険医療課	課長	伊藤裕紀	係長	高橋豊
	④	高齢介護課	課長	日比幸紀	課長補佐	安立文浩
総務部	⑤	秘書広報課	課長	伊藤理恵	係長	栗田英樹
	⑥	企画財政課	課長	白木法久	課長補佐	近藤三喜夫
建設水道部	⑦	建設課	課長	高原琢実	課長補佐	水谷淳
教育委員会	⑧	学校教育課	課長	日比修二	課長補佐	伊藤淳子
	⑨	こども課	課長	松岡由起	係長	山崎賢二
	⑩	社会教育課	課長	伊藤一人	係長	大倉弘道
事務局		社会福祉課	課長	近藤敏弘	課長補佐	渡辺昌代
					係長	渡辺理恵子

6 用語説明

あ行

意思疎通支援事業（いしそつうしえんじぎょう）

手話通訳・要約筆記者の派遣事業、手話通訳者を設置する事業、点訳・音訳等による支援事業などを行うサービス。

移動支援事業（いどうしえんじぎょう）

社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援するサービス。

NPO法人（えぬぴーおーほうじん）

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

か行

学習障がい（LD）（がくしゅうしょうがい）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

救急医療情報キット（きゅうきゅういりょうじょうほうきつと）

一人暮らし高齢者の方等が自宅で救急車を呼び、医療行為を受ける際、必要となる「かかりつけの医療機関」「服薬」「持病」等の医療情報を専用の保管容器に入れ、冷蔵庫に保管し、万が一の緊急事態に備えるための道具。

共生社会（きょうせいしゃかい）

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合い、社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会。

居宅介護（きょたくかいご）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプサービス。

グループホーム（ぐるーぷほーむ）

共同生活援助。地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人の障がいのある人が共同で生活する形態で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供される。

ケアマネジメント（けあまねじめんと）

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療等のサービスと、それを必要とする人のニーズを調整すること。

権利擁護（けんりようご）

知的障がいのある人や、精神障がいのある人、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護すること

高機能自閉症（こうきのうじへいしょう）

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

行動援護（こうどうえんご）

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行えるようなサービス。

コミュニティバス（こみゆにていばす）

地方自治体が公共交通がない場所や、不便な住宅地区等の交通の空白を埋める目的で運行させる路線バスのこと。

さ行

サポートブック（さぽーとぶっく）

障がいのある人が、その種別にかかわらず、初めて接する人（例えば、ボランティアや新しい担任の先生等）に、本人に関する様々な情報（特徴・接し方・支援方法等）について知ってもらうための情報を書いておくノートのこと。

施設入所支援（しせつにゆうしょしえん）

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

自閉症（じへいしょう）

社会性や他人とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障がいの一つのこと。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

福祉のニーズを持つ人々をはじめとする住民の福祉向上を図るために必要な福祉活動を自主的に進める民間団体であり、社会福祉法に基づき、全国・都道府県・区市町村のそれぞれに組織されている。住民や福祉施設、福祉団体、福祉にかかわる行政、ボランティア・市民団体、企業等、公私の福祉関係者が広く参集し、ノーマライゼーションの理念に基づく権利としての福祉の実現をめざして、地域における総合的な福祉の推進を図るためにその活動を展開している。

社会福祉法人（しゃかいふくしほうじん）

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めにより設立された法人のこと。

重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行うサービス。

就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労継続支援（しゅうろうけいぞくしえん）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用型であるA型と非雇用型であるB型がある。

障害者週間（しょうがいしゃしゅうかん）

国民の障がいに関することや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人の社会活動への参加意欲を高めることを目的とした週間。期間は、毎年12月3日から9日までの1週間と定められている。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）（じりつくんれん）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。

身体障がい（しんたいしょうがい）

目や耳、手足、内臓等に一定程度以上の永続する障がいをいう。

身体障害者相談員、知的障害者相談員（しんたいしょうがいしゃそうだんいん、ちてきしょうがいしゃそうだんいん）

障がいのある人の様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、関係機関との協力・援助活動を行う。

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度は1級から6級までである。障がいの種類は視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能障がいがある。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

生活介護（せいかつかいご）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作の活動または生産活動の機会を提供するサービス。

生活習慣病（せいかつしゅうかんびょう）

がん、脳血管疾患、心臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症等、普段の生活習慣（食生活、運動等）が深く関与して発症する病気群の総称。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

成年後見制度とは、認知症の人、知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組み。

精神障がい（せいしんしょうがい）

精神機能の障がい（精神疾患）のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受け、何らかの支援を必要とする状態をいう。

精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの程度は1級から3級までである。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

相談支援事業（そうだんしえんじぎょう）

障がい者福祉に関する相談に応じ、情報の提供、助言、権利擁護等を行うサービス。

た行

短期入所（たんきにゅうしょ）

ショートステイ。家庭等で障がいのある人の介護を行う人が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合等に、障がいのある人が一時的に障がい者施設等を利用し、必要な介護などを受けるサービス。

地域自立支援協議会（ちいきじりつしえんきょうぎかい）

市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

地域活動支援センター（ちいきかつどうしえんせんたー）

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うサービス。

知的障がい（ちてきしょうがい）

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳）までに現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの支援を必要とする状態をいう。

デマンド交通（でまんどこうつう）

デマンド（需要・要求）に応じて運行する乗合交通機関をいう。利用したい日時を事前予約していただき、最寄バス停から目的地のバス停まで（あるいはその逆方向）運行する方式のことをいう。相乗りが基本であるため、他の利用者から予約が入れば他の乗車場所も回って目的地に向かうが、原則として到着予定時刻に間に合うように運行する。また、自宅などのバス停以外での乗降はできない。

デイサービス（でいさーびす）

在宅の障がいのある人の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ることができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービス等を提供することにより、障がいのある人の自立と社会参加を促進するサービス。

注意欠陥／多動性障がい（ADHD）（ちゅういけっかん／たどうせいしょうがい）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

同行援護（どうこうえんご）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供するもの。

統合失調症（とうごうしっちょうしょう）

脳の中の、神経伝達物質の異常が原因と考えられており、妄想や幻覚などの症状が現れ、感情や行動に影響を与える代表的な精神疾患のひとつのこと。

特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

難病（なんびょう）

原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病や経過が慢性にわたる疾病。

日中一時支援事業（にっちゅういちじしえんじぎょう）

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのサービス。

認定こども園（にんていこどもえん）

幼児教育及び保育の総合的な提供を行う施設で、幼稚園及び保育園の機能や特徴を一体的に持つ施設。

は行

白杖SOSシグナル（はくじょうえすおーえすしぐなる）

視覚に障がいがある人が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサイン。

発達支援センター（はったつしえんせんたー）

障がいの種類や程度、発達の状況に応じて適切な相談支援、療育・教育、就労支援や福祉サービスの調整等について一貫した支援が生涯にわたり受けることができる施設。

発達障がい（はったつしょうがい）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の、通常低年齢において発現する脳機能障がいのこと。

バリアフリー（ばりあふりー）

住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアカウンセリング（ぴあかうんせりんぐ）

障がいのある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の人の相談に応じ、問題の解決を図ること。

避難行動要支援者名簿（ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ）

一人暮らしの高齢者や障がいのある人などのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の支援に役立つため、あらかじめ対象となる人の名簿を作成するもの。なお、同意をいただいた人については、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供し、災害時の速やかな避難誘導支援や安否確認、地域での日頃の見守り活動に利用される。

福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

就労移行支援サービス、就労継続支援サービスにおいて提供される労働の場があり、そこで働くことをいう。自立、更生を促進し、就労または技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えてその自立を助長すること、生きがいをつくることを目的とする。

福祉避難所（ふくしひなんじょ）

大規模災害において、一般の避難所では生活に支障をきたす災害時要援護者のための避難所のこと。

ボランティア（ぼらんていあ）

個人の自由な意思により考え、発想し、行動するという自発的な行為を行う人という意味であるが、そこから、ボランティア活動を「自発的に行う社会活動、地域活動」ととらえ、様々な分野で多くの人が活動をしている。

ボランティア連絡協議会（ぼらんていあれんらくきょうぎかい）

市内で活動しているボランティアグループが、それぞれの活動分野の枠を越えて、お互いに助け合い、活動の輪を広げ、地域福祉の向上を推進することを目的とした協議会のこと。

ま行

民生委員児童委員（みんせいいんじどういいん）

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者である。民生委員は児童委員を兼ねる。

メンタルヘルス（めんたるへるす）

メンタル（精神的・心的）な部分の健康のこと。

や行

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

はじめからバリアをつくらず、障がいの有無や年齢等にかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

ら行

リハビリテーション（りはびりてーしょん）

障がいを持った人々に対し、その障がいを可能な限り回復治癒させ、残された能力を最大限に高め、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助すること。

療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費等の助成制度を利用することができる。

療養介護（りょうようかいご）

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

第3期海津市障がい者計画

発行年月／平成29年3月

発行／岐阜県 海津市

編集／海津市 健康福祉部 社会福祉課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

TEL : 0584-53-1139 FAX : 0584-53-1569

表紙：岐阜県立海津特別支援学校中学部生徒作品

※文中の写真は、発達支援センターくるみ利用者作品、岐阜県立海津特別支援学校児童生徒作品を掲載しています。



海津市マスコットキャラクター
かいぶっち*